

輸送安全に関する  
情報公開

## 令和6年度輸送の安全に関する基本的な安全方針

全社役員・社員一丸となって輸送の安全向上に努めましょう！

1. 法令・規定を遵守し、安全最優先で職務を遂行します。
2. 運輸安全マネジメントを継続して推進し、輸送の安全に関する情報は積極的に公表します。
3. 健康管理の取組みを推進します。

有限会社クローバー観光

代表取締役 岡 謙司

# 令和6年度 安全目標

- 1.有責重大事故ゼロを達成する！
- 2.有責人身事故ゼロを達成する！
- 3.有責物損事故ゼロを達成する！

有限会社クローバー観光  
代表取締役 岡 謙司

# 令和5年度目標達成状況

有責重大事故	0件
有責人身事故	0件
有責物損事故	0件



有限会社クローバー観光

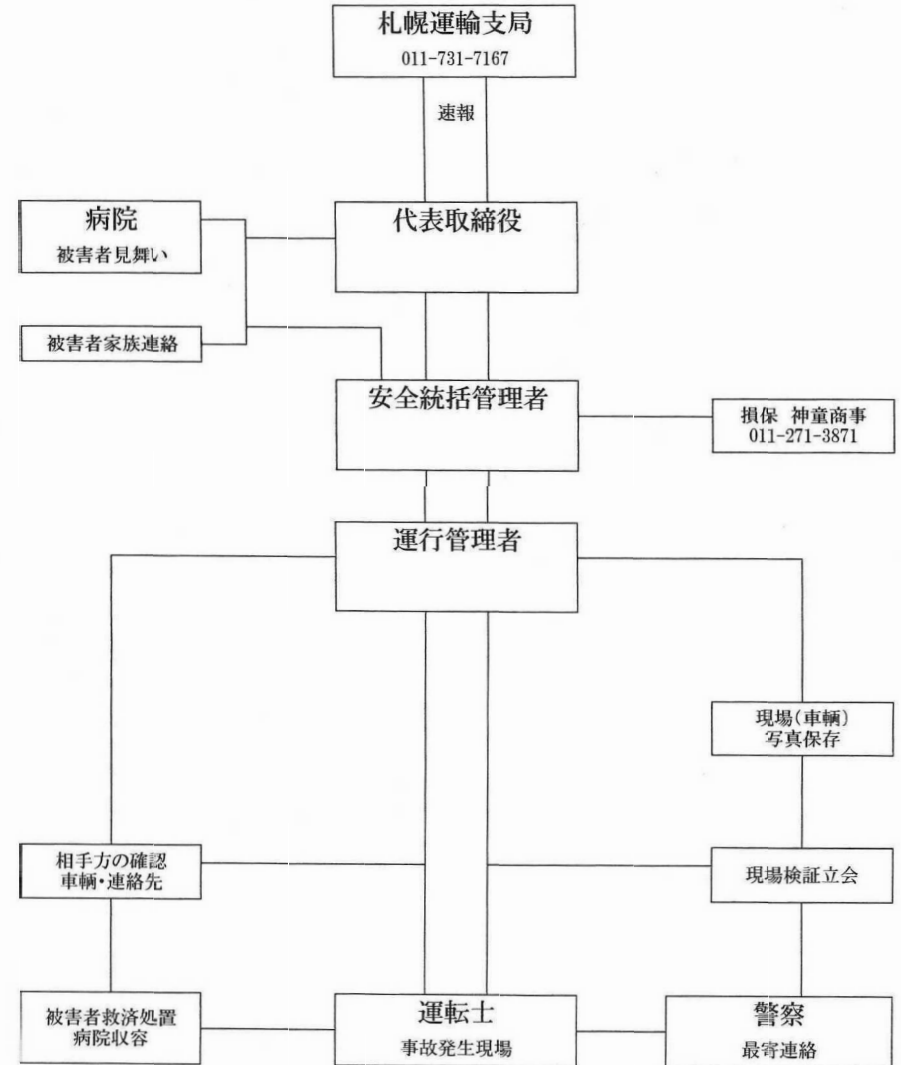
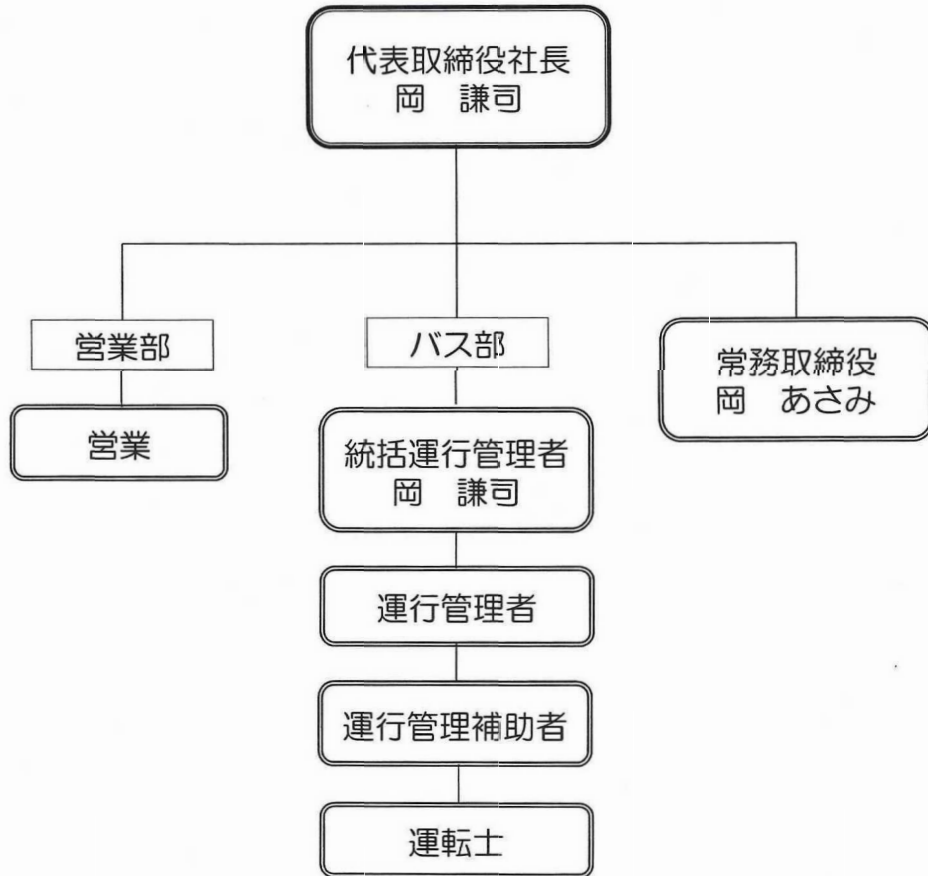
# 令和6年度 年間教育計画

有限会社クローバー観光

実施月	教 育 内 容
4月	事業用自動車を運転する場合の心構え
5月	運転者の運転適性に応じた安全運転・ヒヤリ・ハット
6月	事業用自動車の安全運行及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
7月	事業用自動車の構造上の特性
8月	異常気象時に於ける対処方法及び非常用信号用具・非常口・消火器の取り扱い
9月	主として運行する経路又は営業区域における道路及び交通の状況
10月	危険予測及び回避の対応方法
11月	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
12月	旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項
1月	健康管理の重要性
2月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
3月	安全性向上装置のある貸切バスの適切な運転方法

事故・災害時の報告連絡体制

# 社内組織図



## 安全管理の取り組み状況の自己チェックリスト

前回点検日 2023年 3月 25

点検日 2024年 3月 16

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
1	代表者(経営者)は、法令を守る事安全を最優先にするなどの考え方を盛り込んだ安全方針を作っている。	○	
2	代表者(経営者)及び安全統括管理者は、安全方針を社内に周知しているか。	○	
3	代表者(経営者)及び安全統括管理者は、安全方針を実現するため、1年毎に安全目標を定め、その目標を達成するため、具体的な取り組み計画を作っているか。	○	
4	安全運行に努め、安全目標を達成している。	○	
5	重大事故が発生した場合の対応方法を決めている。	○	
6	代表者(経営者)は、安全に必要な設備の更新・整備や人員の配置等を行っている。	○	
7	安全統括管理者は、その職務を把握し社員・職員を指揮指導し安全目標の達成に向けた取り組みを積極的に行っているか。	○	
8	安全統括管理者は、代表者(経営者)との連絡を密にし輸送の安全に関する情報を集め、代表者(経営者)に報告をしている。	○	
9	事業者は、安全管理の実施体制に於ける各自の責任・役割を明確に定めている。	○	
10	事業者は、安全管理の実施体制に於ける各自の責任・役割は周知している。	○	
11	事業所内に於いて、輸送の安全に関する話し合いを定期的に行っている。	○	
12	代表者(経営者)は、社員と直接話す機会を作り安全に関する指示・指導をしたり、社員から意見・要望を聴いたりしている。	○	
13	旅客又は取引先から、輸送の安全に関する意見・要望を収集している。	○	
14	関係法令や事業者で定める規則を遵守して、安全運行をしている。	○	
15	安全管理・運行管理に関する事業者で定める規定が適切に管理されている(必要な部署への配布・保管改廃手続きの適切な実施と表示)。	○	
16	安全運行に必要な教育・訓練を定期的に行っている。	○	
17	代表者(経営者)や安全統括管理者は、外部が主催する運輸安全マネジメントに関する研修に参加している(社内教育も含む)。	○	
18	16及び17の教育・訓練等の実施状況を記録している。	○	
19	事故が発生した場合、代表者(経営者)迄事故の情報が現場から報告されるようになっている。	○	
20	発生した事故の再発防止策を考え、実行している。	○	

	自己点検チェックポイント	判定	特記事項
21	ヒヤリ・ハット情報を集め、事故防止に活用している。	○	
22	他の事業者の事故事例などを集め、事業者自らの事故防止に活用している。	○	
23	緊急通報・連絡先を少なくとも1年毎に見直し電話番号等に変更がないかどうか確認をしている。	○	
24	19から23の実施状況を記録している。	○	
25	事故が発生した場合、必要な報告を国土交通省にしている。(報告が必要な場合)	○	
26	代表者(経営者)は、少なくとも年に1回は安全の確保に向けた取り組み状況(安全目標、安全目標達成に向けた取り組み、安全管理の取り組み体制、情報の伝達体制、事故防止策、教育・訓練等)を点検し、問題があれば改善している。	○	
27	26の実施状況を記録している。	○	

※実施している場合は『判定』欄に○、実施していない場合は×を記入する事。

※『特記事項』欄には、自社で行っている取り組みの概要や取り組みが困難な理由・問題、前回のチェック時から改善した点などを記入する事。

安全の確保の状況の点検の結果判明した問題とその解決のため対応した状況		
判明した問題	実施日	解決のため対応した状況

2024年 3月 16日

安全統括管理者

署名 岡 謙 司







北海道運輸局長 殿

令和元年8月13日

住所 札幌市南区澄川6条13丁目7-5  
氏名又は名称 有限会社クローバー観光  
代表者名 岡 謙司

安全管理規程設定(変更)届出書

このたび、安全管理規程を設定(変更)したので、道路運送法第22条の2第1項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の3の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

札幌市南区澄川6条13丁目7-5  
有限会社クローバー観光  
代表取締役 岡 謙司

2 実施予定日

令和元年8月13日

(変更の場合)

3 変更した事項

(新旧の対照を明示)

(変更の場合)

4 変更を必要とする理由

代表取締役が変更になったため

添付書類1 設定(変更)した安全管理規程

添付書類2 設定(変更)した安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類

有限会社クローバー観光 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制
第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条

- 1 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 1 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
2 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
3 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
4 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、

共有すること。

- 5 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
6 会社が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第七条

- 1 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条

- 1 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。
一 安全統括管理者
二 運行管理者
三 整備管理者
四 その他必要な責任者
2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条

- 1 旅客自動車運送事業規則第四十七條の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者

を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べ等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条

- 1 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別

に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条

- 1 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。  
また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正処置又は予防処置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条

- 1 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防処置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条

- 1 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の

実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条

- 1 本規程は、業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正処置又は予防処置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。



バス事業者のための

# 初任運転者 に対する 指導・教育テキスト



# 初任運転者への教育指導記録簿

4月16日

中山峠・昭和新山・伊達経由苫小牧ウトナイ湖

4月17日

朝里経由小樽方面

4月18日

富良野・美瑛方面・三笠経由

4月19日

市内大通り・他主要施設

上記日程にて安全運転の実技指導を行った。

特定の運転者に対する特別な指導（運輸規則第38条第2項）

### 初任運転者の特別な教育指導記録簿（貸切）

社長	指導運管者
	

運転者氏名	葛西 啓史	指導者	岡 謙司	指導場所	事務所 2F	初任診断受診日	令和6年4月10日
-------	-------	-----	------	------	--------	---------	-----------

内 容		実施年月日	時間
1	事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項（運行指示書の遵守も含む）、道路交通法（無免許運転、無資格運転、ひき逃げ行為等の禁止等の交通ルール）を理解させ、事業用自動車を安全に運転するための基本的な心構えを習得させた。	R6 4月17日	15:20 ~ 15:20
2	事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 実際に運転する事業用自動車を用いて、事業用自動車の構造及び装置の概要及び車高、視野、死角、内輪差等の他の車両との差異を理解させた。また、日常点検の実施方法を指導した。使用車種区分（大型・中型・小型）	9	15:40 ~ 17:40
3	運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 シートベルトの着用の徹底他運行及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導した。	9	18:20 ~ 18:30
4	危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用い、交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導した。また、運転者が実際に運転する事業用自動車と同一車種区分（大型・中型・小型）の車両を用いて制動装置の急な操作の方法を指導した。	R6 4月19日	17:00 ~ 18:30
5	安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法 安全性の向上を図るための装置（※ASV：1. 2. 3. 4. 5）を備える貸切バスを運転するため、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となる事を説明し、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させた。	9	15:40 ~ 18:00
6	ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 安全運転の実技の際のドライブレコーダーの記録を使用し、運転者自身の運転特性を把握させ是正のために必要な指導を実施した。	9	18:20 ~ 19:00
※ ASVとは1. 衝突被害軽減装置 2. 車線逸脱警報装置 3. 車線維持支援装置 4. 車両安定性制御装置 5. ふらつき注意喚起装置 (告示基準は10時間以上)		計	10420分

7	安全運転の実技 実際に運行する可能性のある経路（峠・高速道路・トンネル内）で、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分（大型・中型・小型）の自動車を運転させ、安全な運転方法について添乗により指導を実施した。 雪道（夜間）の運行を行う運行経路（時間帯）における指導を実施した。 運行経路（①高速道路 ②坂道 ③隘路 ④市街地 ⑤その他）	備考					
(1)	R6 4月16日 64分	経路 ③、④、⑤	(2) R6 4月17日 74分	経路 ③、④、⑤	(3) R6 4月18日 74分	経路 ①、②、④	
(4)	R6 4月19日 74分	経路 ②、③、④	(5)		(6)	年 月 日 経路	
※ 安全実技のチャート、ドライブレコーダーの20時間分の記録の保存が必要（3年間） (告示基準は20時間以上)						計	20410分

上記の指導を、運転者としての選任日（ 6年 4月 22日）の前に実施した。

運転車種（大型・中型・小型） 適切な運転が行われているか確認

(運転者の署名：指導終了後に記入) 上記の通り指導を受けました。  
R6年 4月 20日  
氏名 葛西 啓史 

初任運転者の特別な指導 効果確認	運行日(実車)	確認者(添乗者)	確認内容	ドライブレコーダファイル名
	6年4月26日	岡 謙司	車両距離、ハンド操作、動作確認	葛西 啓史 効果確認

※ 事業者はドライブレコーダーの記録（15分間程度）の確認（又は添乗等）により、特別な指導実施後（2週間以内の実車運行）に習得の程度を把握し指導を行う必要あり。指導後3年間の保存の義務あり。

## 貸切バス運転者の初任研修実施

2024年10月に新入社員の入社に伴い、初任研修を実施いたしました。

座学 別紙 10時間の講習

実技 別紙 20時間以上の研修

最終効果確認の実施

上記、新入社員の初任研修を別紙日程にて実施し安心・安全な運行を

励行できるように教育及び指導しました。

社長	指導運管者

### 初任運転者の特別な教育指導記録簿（貸切）

運転者氏名	指導者	指導場所	事務所 2F・宿泊地	初任診断受診日	令和6年10月15日
-------	-----	------	------------	---------	------------

内容		実施年月日	時間
1	事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項（運行指示書の遵守も含む）、道路交通法（無免許運転、無資格運転、ひき逃げ行為等の禁止等の交通ルール）を理解させ、事業用自動車を安全に運転するための基本的な心構えを習得させた。	令和6年10月1日	19:00～21:30
2	事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 実際に運転する事業用自動車を用いて、事業用自動車の構造及び装置の概要及び車高、視野、死角、内輪差等の他の車両との差異を理解させた。また、日常点検の実施方法を指導した。使用車種区分（大型・中型・小型）	令和6年10月1日	19:00～21:30
3	運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 シートベルトの着用の徹底他運行及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導した。	令和6年10月2日	16:30～21:00
4	危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用い、交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導した。また、運転者が実際に運転する事業用自動車と同一車種区分（大型・中型・小型）の車両を用いて制動装置の急な操作の方法を指導した。	令和6年10月2日	16:30～21:00
5	安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法 安全性の向上を図るための装置（※ASV：1. 2. 3. 4. 5）を備える貸切バスを運転するため、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となる事を説明し、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させた。	令和6年10月3日	18:00～21:00
6	ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 10	令和6年10月3日	18:00～21:00
※ ASVとは1. 衝突被害軽減装置 2. 車線逸脱警報装置 3. 車線維持支援装置 4. 車両安定性制御装置 5. ふらつき注意喚起装置		(告示基準は10時間以上)	計 10:00

7	安全運転の実技 実際に運行する可能性のある経路（峠・高速道路・トンネル内）で、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分（大型・中型・小型）の自動車を運転させ、安全な運転方法について添乗により指導を実施した。雪道（夜間）の運行を行う運行経路（時間帯）における指導を実施した。 運行経路（①高速道路 ②坂道 ③隘路 ④市街地 ⑤その他）															
(1)	令和6年10月1日	6H20分	経路	②・③・④	(2)	令和6年10月2日	4H50分	経路	②・③・④・⑤	(3)	令和6年10月3日	6H30分	経路	①・②・③・④	備考	
(4)	令和6年10月4日	2H30分	経路	④	(5)			経路		(6)			経路			
※ 安全実技のチャート、ドライブレコーダーの20時間分の記録の保存が必要（3年間）														(告示基準は20時間以上)	計	20時間10分

上記の指導を、運転者としての選任日（ 6年 10月 4日）の前に実施した。

運転車種（大型） 中型・小型 適切な運転が行われているか確認

（運転者の署名：指導終了後に記入）上記の通り指導を受けました。  
2024年10月4日  
氏名

初任運転者の特別な指導効果確認	運行日(実車)	確認者(添乗者)	確認内容	ドライブレコーダファイル名
	令和6年10月4日		車間距離・ハンドル操作・動作の確認	効果確認

※ 事業者はドライブレコーダーの記録（15分間程度）の確認（又は添乗等）により、特別な指導実施後（2週間以内の実車運行）に習得の程度を把握し指導を行う必要あり。指導後3年間の保存の義務あり。



## 貸切バス運転者特別な指導の効果確認記録

効果確認	<p>事業者が当該運転者の実車運行をドライブレコーダー記録又は添乗等で確認し、特別な指導の習得の程度を把握すること。</p> <p>ドライブレコーダーの記録を利用して習得の程度を確認する場合、実施した指導及び監督の内容に応じて、適切な運行経路及び時間帯の15分間程度の記録を確認するものとする。この場合において可能な限り、高速道路、坂道、隘路、市街地、駐車場における記録をそれぞれ確認するよう努めるものとする。</p>
------	---

運転者氏名	
選任日	令和6年10月4日
選任車種	<input checked="" type="checkbox"/> 大型車 <input type="checkbox"/> 中型車 <input type="checkbox"/> 小型車

効果確認日	令和6年10月4日
確認運行日	令和6年10月4日
運行車両番号	
確認者（添乗者）	
確認内容	安全な車間距離をとっているか。ウィンカーの出すタイミング及び右左折時最徐行でのハンドル操作が適切か。施設の出入りの確認及び駐車の状態の確認。
指導内容	ドライブレコーダーの映像を基に上記の内容について15分程度指導。
ドラレコファイル名	効果確認

※ ドライブレコーダーの記録を利用した指導を実施した際は、記録について3年間の記録が必要であり、そのファイル名についても内容の一部として記録する必要がある。

特定の運転者に対する特別な指導（運輸規則第38条第2項）

### 初任運転者の特別な教育指導記録簿（貸切）

運転者氏名	吉田 光汰	指導者	佐藤 雅樹	指導場所	事務所 2F・宿泊地	初任診断受診日	令和7年3月7日
-------	-------	-----	-------	------	------------	---------	----------

社長	指導運営者

内容		実施年月日	時間
1	事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項 道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項（運行指示書の遵守も含む）、道路交通法（無免許運転、無資格運転、ひき逃げ行為等の禁止等の交通ルール）を理解させ、事業用自動車を安全に運転するための基本的な心構えを習得させた。	令和7年3月4日	16:00～20:15
2	事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法 実際に運転する事業用自動車を用いて、事業用自動車の構造及び装置の概要及び車高、視野、死角、内輪差等の他の車両との差異を理解させた。また、日常点検の実施方法を指導した。使用車種区分（大型・中型・小型）	令和7年3月4日	16:00～20:15
3	運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項 シートベルトの着用の徹底他運行及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導した。	令和7年3月5日	17:00～18:00
4	危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用い、交通事故につながるおそれのある危険を予測させ、それを回避するための運転方法等を運転者が自ら考えるよう指導した。また、運転者が実際に運転する事業用自動車と同一車種区分（大型・中型・小型）の車両を用いて制動装置の急な操作の方法を指導した。	令和7年3月5日	19:00～21:00
5	安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法 安全性の向上を図るための装置（※ASV：1. 2. 3. 4. 5）を備える貸切バスを運転するため、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因となる事を説明し、当該貸切バスの適切な運転方法を理解させた。	令和7年3月7日	16:20～19:20
6	ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正 10	令和7年3月7日	16:20～19:20
※ ASVとは1. 衝突被害軽減装置 2. 車線逸脱警報装置 3. 車線維持支援装置 4. 車両安定性制御装置 5. ふらつき注意喚起装置		(告示基準は10時間以上)	計 10:15

安全運転の実技		備考	
7	実際に運行する可能性のある経路（峠・高速道路・トンネル内）で、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分（大型・中型・小型）の自動車を運転させ、安全な運転方法について添乗により指導を実施した。 雪道（夜間）の運行を行う運行経路（時間帯）における指導を実施した。 運行経路（①高速道路 ②坂道 ③隘路 ④市街地 ⑤その他）		
(1)	令和7年3月4日 5H20分 経路 ①・②・③・④・⑤ (2) 令和7年3月5日 5H10分 経路 ①・②・③・④・⑤ (3) 令和7年3月6日 8H30分 経路 ①・②・③・④・⑤		
(4)	令和7年3月7日 1H 経路 ③・④・⑤ (5) 経路 (6) 経路		
※ 安全実技のチャート、ドライブレコーダーの20時間分の記録の保存が必要（3年間）		(告示基準は20時間以上)	計 20時間00分

上記の指導を、運転者としての選任日（ 7年 3月 8日 ）の前に実施した。

運転車種（大型・中型・小型）

適切な運転が行われているか確認

(運転者の署名：指導終了後に記入) 上記の通り指導を受けました。  
2025年 3月 8日  
氏名 吉田光汰

初任運転者の特別な指導 効果確認	運行日(実車)	確認者(添乗者)	確認内容	ドライブレコーダファイル名
	令和7年3月8日	岡 謙司	車間距離・ハンドル操作・動作の確認	吉田光汰 初任研修・効果確認

※ 事業者はドライブレコーダーの記録（15分間程度）の確認（又は添乗等）により、特別な指導実施後（2週間以内の実車運行）に習得の程度を把握し指導を行う必要あり。指導後3年間の保存の義務あり。